

産業保健Q & A（健康管理）

No.	質問	回答例
1	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断結果についての医師等の意見聴取で「就業制限」と区分された従業員は、労働時間が短いパート勤務である。このようなケースでも対応しなくてはならないのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用形態に関係なく、健康診断実施後の措置について対応は必要です。
2	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェック制度について 実施事務従事者が高ストレス者面談に関与することは可能ですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 実施事務従事者は実施者の指示により、実務に携わる者で、守秘義務も課せられています。 日程調整や面談準備などの事務を担うことは問題ありません。
3	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県内でストレスチェックを実施している機関はありますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山産業保健総合支援センターのホームページに「健康診断実施機関名簿」が掲載されていますので、ご参照ください。 情報が変更になっている可能性もありますので、申し込み前に必ず、直接機関にご確認ください。 https://wakayamas.johas.go.jp/kokodake#02
4	<ul style="list-style-type: none"> 50人未満の事業場である。ストレスチェックの導入を検討していますが、どのように進めていけばよいのか分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> 導入前の準備として、会社の方針や体制づくり、労働者への周知方法、具体的な実施方法などについて、事業場内で事前に話し合い、検討していく必要があります。 当支援センターにはメンタルヘルス対策・両立支援促進員がおり、促進員が直接、事業場に訪問して支援を行うことも可能です。いちど、当支援センターまでお問合せください。 https://wakayamas.johas.go.jp/mentalhealth#02
5	<ul style="list-style-type: none"> 会社で残業が多い。月に60時間以上残業をしているが、会社は従業員に長時間面談を受けさせなくてはならないのではないのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法では長時間労働者への医師による面接指導の対象となる労働者（研究開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度適用者を除く）は、月80時間超で、疲労蓄積があり面接を申し出た者への面接指導は事業者の実施義務となります。 会社の規程（ルール）として面接指導要件の上限時間やプロセスを決めている事業場もあります。 50人未満の事業場であれば、地域産業保健センターの面接指導を利用できますので、面接指導を希望されるのであれば、事業者（担当者）に申し出をして、担当地域の産業保健センターにお申込みください。 https://wakayamas.johas.go.jp/about/about-chisanpo